

秋田市教育委員会 平成30年9月定例会 (案件・資料)

【目次】

付議案件

- 議案第23号 教育委員会事務の点検・評価に関する件 … (別途)
- 議案第24号 秋田市立秋田商業高等学校学則の一部を改正する件 … 1
- 議案第25号 秋田公立美術大学附属高等学院学則の一部を改正する件… 4

教育長等の報告

- (1) 平成31年度秋田市立秋田商業高等学校の生徒募集公告について … 7
- (2) 平成31年度秋田公立美術大学附属高等学院の生徒募集について … 9
- (3) 平成30年度全国学力・学習状況調査における秋田市の調査結果について
… (別途)

議案第24号

秋田市立秋田商業高等学校学則の一部を改正する件

秋田市立秋田商業高等学校学則の一部を次のように改正する。

平成30年9月27日提出

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市立秋田商業高等学校学則の一部を改正する規則

秋田市立秋田商業高等学校学則（平成3年秋田市教委規則第8号）の一部を次のように改正する。

第7条中「を卒業した者」を「もしくは義務教育学校を卒業した者もしくは中等教育学校の前期課程を修了した者」に改める。

第10条中「出身中学校長」を「出身の中学校、義務教育学校又は中等教育学校の校長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

秋田商業高等学校における入学資格および志願手続に関する規定を整備するため、改正しようとするものである。

秋田市立秋田商業高等学校学則の一部改正

第1 改正理由

秋田商業高等学校における入学資格および志願手続に関する規定を整備するため、改正しようとするものである。

第2 改正要旨

1 第7条関係（入学資格）

秋田商業高等学校に入学することのできる者に、義務教育学校を卒業した者および中等教育学校の前期課程を修了した者を加えるもの

2 第10条関係（志願手続）

秋田商業高等学校に入学することのできる者に義務教育学校を卒業した者等を加えることに伴い、規定を整備するもの

3 附則関係

施行は、公布の日からとするもの

秋田市立秋田商業高等学校学則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(入学資格)</p> <p>第7条 学校に入学することのできる者は、中学校もしくはこれに準ずる学校もしくは<u>義務教育学校を卒業した者もしくは中等教育学校の前期課程を修了した者</u>又はこれと同等以上の学力があると校長が認めた者とする。</p> <p>第8条および第9条 (略)</p> <p>(志願手続)</p> <p>第10条 入学を志願する者は、入学願書を<u>出身の中学校、義務教育学校又は中等教育学校の校長</u>を経て校長に提出しなければならない。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(入学資格)</p> <p>第7条 学校に入学することのできる者は、中学校もしくはこれに準ずる<u>学校を卒業した者</u>又はこれと同等以上の学力があると校長が認めた者とする。</p> <p>第8条および第9条 (略)</p> <p>(志願手続)</p> <p>第10条 入学を志願する者は、入学願書を<u>出身中学校校長</u>を経て校長に提出しなければならない。</p> <p>以下 (略)</p>

議案第25号

秋田公立美術大学附属高等学院学則の一部を改正する件

秋田公立美術大学附属高等学院学則の一部を次のように改正する。

平成30年9月27日提出

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田公立美術大学附属高等学院学則の一部を改正する規則

秋田公立美術大学附属高等学院学則（平成3年秋田市教委規則第10号）
の一部を次のように改正する。

第6条中「を卒業した者」を「もしくは義務教育学校を卒業した者もしくは中等教育学校の前期課程を修了した者」に改める。

第9条中「出身学校長」を「出身の中学校、義務教育学校又は中等教育学校の校長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

秋田公立美術大学附属高等学院における入学資格および志願手続に関する規定を整備するため、改正しようとするものである。

秋田公立美術大学附属高等学院学則の一部改正

第1 改正理由

秋田公立美術大学附属高等学院における入学資格および志願手続に関する規定を整備するため、改正しようとするものである。

第2 改正要旨

1 第6条関係（入学資格）

秋田公立美術大学附属高等学院に入学することのできる者に、義務教育学校を卒業した者および中等教育学校の前期課程を修了した者を加えるもの

2 第9条関係（志願手続）

秋田公立美術大学附属高等学院に入学することのできる者に義務教育学校を卒業した者等を加えることに伴い、規定を整備するもの

3 附則関係

施行は、公布の日からとするもの

秋田公立美術大学附属高等学院学則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(入学資格)</p> <p>第6条 学校に入学することのできる者は、中学校もしくはこれに準ずる学校もしくは<u>義務教育学校を卒業した者もしくは中等教育学校の前期課程を修了した者</u>又はこれと同等以上の学力があると校長が認めた者とする。</p> <p>第7条および第8条 (略)</p> <p>(志願手続)</p> <p>第9条 入学を志願する者は、入学願書を<u>出身の中学校、義務教育学校又は中等教育学校の校長</u>を経て校長に提出しなければならない。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(入学資格)</p> <p>第6条 学校に入学することのできる者は、中学校もしくはこれに準ずる<u>学校を卒業した者</u>又はこれと同等以上の学力があると校長が認めた者とする。</p> <p>第7条および第8条 (略)</p> <p>(志願手続)</p> <p>第9条 入学を志願する者は、入学願書を<u>出身学校長</u>を経て校長に提出しなければならない。</p> <p>以下 (略)</p>

秋田市教委公告

平成31年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立秋田商業高等学校学則（平成3年秋田市教委規則第8号）第8条第2項の規定により公告する。

平成30年9月 日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

1 選抜の種類

前期選抜および一般選抜を設定する。

2 入学願書の提出期日および提出先

(1) 提出期日

ア 前期選抜 平成31年1月15日（火）から1月17日（木）正午まで

イ 一般選抜 平成31年2月13日（水）から2月15日（金）正午まで

(2) 提出先 秋田市立秋田商業高等学校長

3 入学検定料

2,200円

4 入学志願者検査日

(1) 前期選抜 平成31年1月29日（火） 学力検査および面接

ア 実施教科 3教科（国語、数学および英語）

イ 面接 学力検査終了後、秋田市立秋田商業高等学校において行う。

(2) 一般選抜 平成31年3月5日（火） 学力検査および面接

ア 実施教科 5教科（国語、社会、数学、理科および英語）

イ 面接 学力検査終了後、秋田市立秋田商業高等学校において行う。

5 出願資格

(1) 前期選抜 中学校又はこれに準ずる学校を平成31年3月に卒業する見込みの者で、「平成31年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」

で定める「出願の条件」を満たしている者（中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。）

(2) 一般選抜 次のア又はイに該当する者で、前期選抜で合格していない者

ア 中学校又はこれに準ずる学校を平成31年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者（中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。）

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

6 募集する学科名および募集人員

(1) 学科名 商業科

(2) 募集人員 男女 240名

7 合格者の発表

(1) 前期選抜 平成31年2月5日(火)午後4時

(2) 一般選抜 平成31年3月13日(水)午後4時

8 その他

入学者の選抜の実施上必要な細目事項は、「平成31年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」の定めるところによるものとする。

平成31年度秋田公立美術大学附属高等学院の生徒募集について

1 選抜の種類

前期選抜および後期選抜を設定する。

2 入学願書の提出期日および提出先

(1) 提出期日

ア 前期選抜 平成30年12月20日（木）から12月21日（金）午後4時まで

イ 後期選抜 平成31年1月23日（水）から1月24日（木）午後4時まで

(2) 提出先 秋田公立美術大学附属高等学院校長

3 入学検定料

2,200円

4 入学志願者検査日

(1) 前期選抜 平成31年1月8日（火）学力検査・実技検査
平成31年1月9日（水）面接

ア 実施教科 3教科（国語、数学、英語）・実技（鉛筆デッサン）

イ 面接 秋田公立美術大学附属高等学院において行う。

(2) 後期選抜 平成31年1月31日（木）学力検査・実技検査
平成31年2月1日（金）面接

ア 実施教科 3教科（国語、数学、英語）・実技（鉛筆デッサン）

イ 面接 秋田公立美術大学附属高等学院において行う。

5 出願資格

(1) 前期選抜 次のアからエまでに該当する者

ア 次の(ア)又は(イ)に該当する者

(ア) 中学校又はこれに準ずる学校を平成31年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者（中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。）

(イ) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

イ 本学院の教育目標をよく理解し、美術・工芸・デザインに興味関心のある者

ウ 志望の動機が明確であり、3年間の学院生活に意欲的に臨む者

エ 出願時に、他の高等学校に在籍していない者

(2) 後期選抜 (1)アからエまでに該当する者で、前期選抜で合格していない者

6 募集する学科名および募集人員

(1) 学科名 工芸美術科およびデザイン科

(2) 募集人員 30名

工芸美術科木材工芸コース・金属工芸コースおよびデザイン科インテリアデザインコース・ビジュアルデザインコースを一括募集とする。

7 合格者の発表

(1) 前期選抜 平成31年1月15日（火）午後1時

(2) 後期選抜 平成31年2月5日（火）午後1時